

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

8月27日から9月30日まで35日間、緊急事態宣言による緊急事態措置により、新規感染者数は着実に減少を続け、9月30日をもって緊急事態宣言は解除されました。

しかしながら、感染再拡大の防止、第5波の終息に向け、慎重な対応が必要であり、弊社の施設等におきましても、段階的に制限の緩和を実施させていただきますので、どうか、みなさま方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 来訪者（面会者）の皆様への対応

ご面会につきましては、Web方式での面会のみとさせていただいておりましたが、お顔を直接ご覧いただけるよう、施設の敷地内に面会場所を設置させていただき屋外でのご面会も実施させていただきます。

### 2. 施設への立ち入り

委託業者等のみなさまにつきましてはこれまで同様、検温・消毒・マスク着用を義務付けし、物品の受け渡しは施設の限られた場所で行います。

点検等の業者のみなさまには、検温・消毒・マスク着用に加え、簡易キットによる検査を実施させていただきます、検査結果に問題がなければ作業を行っていただきます。

### 3. 利用者様への対応

入居者の皆様の安全確保のため、厚生労働省の指針を踏まえ、これまで同様の対応とさせていただきます。

#### (1) 施設入居者

体調変化による受診以外の外出は、控えさせていただきます。

投薬が必要な入居者様につきましては、ご家族のみなさまに処方薬のお届けなどのご協力をお願いする場合もございます。

#### (2) 通所介護

① ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご利用をお断りさせていただきます。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。

② ご家族の中に体調不良の方がおみえになる場合には、ご利用をお控えいただきますようお願いいたします。なお、ご家族の方の体調不良の原因が感染症でないという診断が下されました場合には、ご本人の体調次第でご利用のご判断をいただきましたら結構でございます。

③ 送迎時には、マスクを着用して乗車いただき、来所時には、手洗い・うがいと検温を実施いたします。

④ 受入れ後に発熱や体調変化が見られた場合には、これまで同様、別室での対応とし、緊急連絡先にご連絡を申し上げますので、医療機関での受診をお願い申し上げます。

#### (3) 入所希望者

施設への入所を希望されます方には、入所前2週間の体調記録の提出を受け、入所時には抗原検査を実施させていただきます。

### 4. 職員の対応

(1) 出勤前（自宅）に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合わせ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。

(2) 家族の中に体調不良の者がいる場合にも、一旦、出勤を見合わせ、体調不良の原因が感染症でないという診断が下されました後に、出勤することとします。

(3) 出勤時、検温の記録を残すとともに、手洗い・手指消毒・うがいを励行します。

(4) 職員は、必ずマスクを着用し対応を行います。

(5) 新規に入社を希望する者にも、2週間の体調チェック期間を設けるとともに、抗原検査を実施します。